

# 第114回 鹿児島県公益認定等審議会

日 時：令和 7 年 12 月 23 日（火） 10：00～

場 所：鹿児島県庁 行政庁舎 7 階 7－総－1 会議室

## 会 次 第

### I 開 会

### II 議 事

#### 1 審議会の公開・非公開について

#### 2 諮問案件の審議について

##### (1) 変更認可審議案件について（1件）

- ・ 一般財団法人 奄美文化財団

##### (2) 次回継続審議案件について

##### (3) 答申について

#### 3 報告事項（2件）

##### (1) 立入検査実施状況（令和7年度上半期分）

##### (2) 令和7年度 公益法人九州地区ブロック会議

#### 4 その他

### III 閉 会

申請法人の概要書

【一般法人の変更認可】

1 法人名(所在地)	一般財団法人 奄美文化財団 (奄美市)		
2 代表者	代表理事 原野 耕三	3 設立登記日	平成4年3月14日
		移行登記日	平成25年4月1日
4 会員・社員等		5 基本財産	336,463 千円
6 現行定款の目的, 事業	<p>目的 この法人は、日本の基層文化に類似する照葉樹林文化圏の民族資料及び環シナ海文化圏の民族資料を調査・収集・保存し、比較展示することで南西諸島からの日本文化を探る試みを行うことを通じて、奄美群島における教育振興、地域文化及び学術の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>事業 (1) 地域文化の向上のため、歴史、民俗、美術工芸等及び自然に関する資料の収集、保存、研究及び展示 (2) 奄美固有の動植物の飼育又は栽培及びこれらに関する研究 (3) 奄美に関する図書の発行及び発行の助成 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	7 役員・職員等 ( )は常勤で内数	<p>評議員 4(0) 理事 4(0) 監事 1(0) 職員 6(2)</p>
8 直近の収支決算	<p>経常収益額 16,165 千円 → 主な収益：収益事業収入 12,979 千円 経常費用額 30,714 千円 受取配当金 2,259 千円 当期経常増減額 14,549 千円 受取寄附金 700 千円 事業収入 162 千円</p>		
9 公益目的財産額(移行時)	758,382,554 円	10 公益目的支出計画実施期間(移行時)	54 年間

◎公益目的支出計画変更認可申請の内容(申請年月日：令和7年10月24日)

11 変更内容 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 実施事業等の内容の変更〔公益目的事業/継続事業/特定寄附の変更/新規開始/廃止〕 <input checked="" type="checkbox"/> 公益目的支出計画の完了予定年月日の変更  <p style="text-align: center;">【変更後】 <span style="float: right;">【変更前】</span>          令和 72 年 3 月 31 日 <span style="float: right;">令和 48 年 3 月 31 日</span>          (平成 25～令和 71 年度, 77 年間) <span style="float: right;">(平成 25～令和 47 年度, 54 年間)</span></p> <p>【変更の内容及び理由】          移行認可時の当初計画では、公益目的財産額 758,382,554 円を年間 14,450,000 円ずつ、54 年間で支出完了する予定であった。          平成 24 年の移行認可申請時は、継続事業の実施事業収入の見込み額には、入場料収入、雑収入及び図書販売収入のみを計上しており、基本財産運用益及び寄付金収入は法人会計に計上していた。          移行認可以降、平成 25 年度からの公益目的支出計画実施報告においては、正味財産増減計算書の実施事業会計に基本財産運用収入と寄付金収入を計上していたが、当該収入が、公益目的支出計画実施上の実施事業の収益である認識がなかったため、公益目的支出計画実施報告書の「実施事業収入の額」には計上していなかった。          令和 5 年度事業報告において、行政庁から上記処理に関する指摘があり、内容を精査したところ、移行認可以降に当法人及び行政庁において、当該収入を実施事業収入の額としない合理的な整理や判断をした経緯は確認されず、いずれも使途が実施事業に特定されている収益であるため、実施事業に係る収益として整理することが適当であると判断した。          当該収益を実績に加算して公益目的支出計画実施状況を整理した結果、令和 6 年度末時点の公益目的財産残額が 649,470,965 円となり、計画と大幅な乖離があることが判明した。(当初計画：R6 末 584,982,554 円)          今後の実施事業規模の変更等が見込まれないことから、完了予定年月日の延長が必要なことが明確であるため、今回変更申請するものである。</p>		
12 変更後の定款の目的, 事業	変更なし		
13 公益目的財産残額	649,470,965 円 (令和 6 年度末)	14 公益目的支出計画実施期間 (変更認可時から)	65 年間 (R7～R71)

**(1) 公益目的事業**

【公1】 該当なし

**(2) 継続事業**

【継1】 博物館事業 【事業費 13,737千円, 継続事業比率 51.8%】

ヒマラヤ山麓からインド・アッサム地方, 東南アジア北部, 雲南省, 華南, 江南を経て日本に至る, カシ・シイ・ツバキ等の照葉樹が自生する地域を照葉樹林帯といい, この地域に共通する民俗文化を照葉樹林文化という。照葉樹林文化と日本の伝統文化の間には, 多くの共通と類似性が認められ, 歌を唄って求婚する歌垣や, 人間は死後山に戻るとする山上他界の観念, 新年行事のコマ廻し, ハネツキ, 綱引き, 水掛けや若水汲み, 鏡餅飾りなどがある。儀礼食としての餅食や赤米食, 麴を用いた醸造酒, ナレズシ, 納豆などの発酵食やワラビやクズなどアク抜きの方法など日本の伝統文化の多くが照葉樹林文化に起源を持ち, 現在までに継承されている。

このように日本の基層文化に類似する照葉樹林文化圏の民族資料及び環シナ海文化圏の民族資料を調査・収集し, 比較展示し, また地理的環境を重視して, 南西諸島からの日本文化を探る試みを行う博物館活動を行っている。

災害により展示スペースの縮小などがあるが, 事業実施に当たり, 専門の学芸員を配置し展示, 管理等を行い, 博物館本館のロビー及び第一展示室でこのような博物館活動を行い, 広く一般公衆の用に供し, また今後の後世に残していく資料を活用し, 現在, 古来よりある在来生業, 慣行生業がいかにかつての生業具(農具, 漁具, 生活資料等)は人の生きる営みの原点で, それを実際に見て, さわって, 使用することにより, 資料のもつ情報, その情報から見える過去の時代や現在の生業の価値や意義を深く認識していただく一助になればと考え, 博物館事業を行っている。

※ 過去実績(特別展, 企画展等)

1996年 照葉樹林文化地帯の民族と民具ータイの暮らしと民具

1998年 照葉樹林文化地帯の民族と民具ーラオスの暮らしと民具

1999年 照葉樹林文化地帯の民族と民具ーベトナムの暮らしと民具

パプアニューギニアのかたちという

2000年 琉球弧ー環シナ海の民俗と民具

2001年 照葉樹林文化地帯の民族と民具ー中国雲南省の暮らしと民具

2002年 東南アジアの染織ー紡ぐ・染める・織る

2003年 照葉樹林文化地帯の民族と民具ーミャンマーの暮らしと民具

2004年 照葉樹林文化地帯の民族と民具ーナガ諸族の暮らしと民具

2006年 生活の中のかたち展ー南の島のくらしとデザイン

2007年 インド・ミャンマー国境地帯に住む人々ーナガ諸族の暮らしと民具

米と牛とバオバブの国ーマダガスカルの人と自然

2008年 トラジャの美ーインドネシア・スラウェシ島・トラジャ族の暮らしと造形美

羽根田コレクション・南洋の島々ー南洋庁時代のマイクロネシアの暮らしと民具

また, 常設展ではアジアの染織, アジアの酒造と製糖, 南洋の舟など奄美諸島に深い関わりのある資料を展示している。

この他に鹿児島県歴史資料センター黎明館(1996-2001), 国立民族学博物館(2006-2009), 財団法人進化生物学研究所(2006-2009)等の共同調査や国立科学博物館(2006)や福島県立博物館(2006), 兵庫県立博物館(2010)への資料貸出, 東京農業大学, 鹿児島大学等の博物館実習生(過去述べ100人強)の受け入れ等を行ってきた。

今後もこのような活動を積極的に行っていく予定である。

過去10年間の平均有料入場者数は年5000人で, 入館料は大人500円, 学生400円, 小中学生300円, 幼児100円(団体割引あり)である。

**(3) 特定寄附**

なし

**(4) その他の事業**

【他1】 不動産賃貸事業 【事業費 10,260千円, その他事業比率 38.6%】

奄美市住用町のマンション1棟及び住宅6棟の賃貸事業及び大阪府豊中市豊南町の駐車場の賃貸事業を行っている。

自己所有のマンション, 住宅は低リスクで運営もそれほど難しくなく, 安定した収入が得られるため運用している。また, 駐車場も自己所有であり, 都会という立地条件で52台駐車できるスペースの一部を時間貸し専門の業者に貸与することでリスク分散等も行っており, こちらも安定した収入が見込まれる。

◎公益目的支出計画の状況について

【変更後の公益目的支出計画の実施見込み】

① 公益目的財産残額（6年度末時点）	649,470,965円
② 公益目的支出の見込額（平均）	14,027,000円
③ 実施事業収入の見込額（平均）	3,920,800円
④ 公益目的支出の見込額－実施事業収入の見込額：②－③	10,106,200円
⑤ 公益目的支出計画実施期間：①÷④	65年間 (R7～R71)
⑥ 公益目的財産残額が零となる予定の事業年度の末日	R72年3月31日

(参考)変更前の計画

584,982,554円
14,700,000円
250,000円
14,450,000円
41年間 (R7～R47)
R48年3月31日

〔現行の公益目的支出計画及び実績について〕

(単位：円)

公益目的財産額 A 758,382,554円	現計画(H25～R47)						
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
① 公益目的財産残額(A-④)	743,932,554	729,482,554	715,032,554	700,582,554	686,132,554	671,682,554	657,232,554
② 公益目的支出の額	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000
継1	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000
③ 実施事業収入の額	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
継1	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
④ 公益目的収支差額(②-③累計)	14,450,000	28,900,000	43,350,000	57,800,000	72,250,000	86,700,000	101,150,000
	R2	R3	R4	R5	R6	R7～R46	R47
	642,782,554	628,332,554	613,882,554	599,432,554	584,982,554	6,982,554	▲ 7,467,446
	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000
	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000
	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
	115,600,000	130,050,000	144,500,000	158,950,000	173,400,000	751,400,000	765,850,000

公益目的財産額 A 758,382,554円	実績(H25～R6)						
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
① 公益目的財産残額(A-④)	748,487,857	741,336,868	732,541,629	725,521,820	717,036,237	708,120,571	698,772,203
② 公益目的支出の額	18,741,327	15,781,567	16,331,533	14,978,129	15,104,425	15,325,163	16,086,640
継1	18,741,327	15,781,567	16,331,533	14,978,129	15,104,425	15,325,163	16,086,640
③ 実施事業収入の額	8,846,630	8,630,578	7,536,294	7,958,320	6,618,842	6,409,497	6,738,272
継1	8,846,630	8,630,578	7,536,294	7,958,320	6,618,842	6,409,497	6,738,272
④ 公益目的収支差額(②-③累計)	9,894,697	17,045,686	25,840,925	32,860,734	41,346,317	50,261,983	59,610,351
	R2	R3	R4	R5	R6	計画延長 (24年間)	
	689,310,079	679,343,091	670,617,116	660,133,120	649,470,965		
	15,380,283	15,895,682	13,881,703	15,059,024	13,847,950		
	15,380,283	15,895,682	13,881,703	15,059,024	13,847,950		
	5,918,159	5,928,694	5,155,728	4,575,028	3,185,795		
	5,918,159	5,928,694	5,155,728	4,575,028	3,185,795		
	69,072,475	79,039,463	87,765,438	98,249,434	108,911,589		

①が零(以下)となり、計画完了

公益目的支出計画・・・移行時の公益目的財産額(A)について、計画の実施(④公益目的収支差額の累計)により、事業年度末の公益目的財産残額(①=A-④)が零になるまで支出する計画

公益目的財産額(R6年度末) C 649,470,965円	計画(65年間:R7～R71)		
	R7	R8～R70	R71
① 公益目的財産残額(C-④)	10,106,200	2,674,165	▲ 7,432,035
② 公益目的支出の額	14,027,000	14,027,000	14,027,000
継1	14,027,000	14,027,000	14,027,000
③ 実施事業収入の額	3,920,800	3,920,800	3,920,800
継1	3,920,800	3,920,800	3,920,800
④ 公益目的収支差額(②-③累計)	639,364,765	755,708,389	765,814,589

(様式3-2)

◎財務状況(貸借対照表及び正味財産増減計算書は前年度実績を記載)

【貸借対照表】(令和7年3月31日)

(単位:千円)

資 産	流動資産	4,920	【特記事項】	【流動資産】	現金	383	
	固定資産	625,428			【固定資産】	現金	383
	計	630,348			建物	212,593	普通預金
負 債	流動負債	2,317	構築物	10,500	定期預金	150	
	固定負債	0	什器備品	399	未収金	520	
	計	2,317	博物館資料	80,469	【流動負債】	前受金	390
一般正味財産		628,031	土地	143,026	預り保証金	1,620	
指定正味財産		0	信託商品	120,000	未払金	307	

【正味財産増減計算書】(令和6年度)

(単位:千円)

経常収益	16,165	【特記事項】	【主な収益】	【主な費用】	継続事業費	13,848		
経常費用	26,419				受取配当金	2,259	管理費	1,774
当期一般正味財産増減額	▲ 14,549				受取寄付金	700	収益事業費	10,797
当期指定正味財産増減額	0				事業収入	162	収益事業収入	12,802

【参考】過去5年間の実績

(単位:千円)

年度	R2	R3	R4	R5
経常収益額	16,924	17,792	17,781	17,156
経常費用額	25,275	28,546	26,061	27,125
当期経常増減額	▲ 8,351	▲ 10,754	▲ 8,280	▲ 9,969

【収支予算書】(令和7年度)

(単位:千円)

区 分	実施事業等会計					その他 会計	法人会計 (管理費)	合 計
	公1	継1	寄附1	共通	計			
事業番号								
経常収益 A	0	3,921	0	0	3,921	12,250	0	16,171
基本財産運用益		2,200			2,200			2,200
運用財産運用益		1			1			1
入場料収入		160			160			160
図書販売収入		10			10			10
寄付金収入		1,500			1,500			1,500
雑収入		50			50	150		200
家賃収入						6,500		6,500
駐車場収入					0	5,600		5,600
経常費用 B	0	14,027	0	0	14,027	9,970	2,540	26,537
博物館関係費		350			350	0	0	350
園内整備費		300			300	0	0	300
人件費		2,450			0	3,230	1,020	4,250
旅費交通費		150			150	0	150	300
荷造通信費		250			250	0	200	450
消耗品費		60			60	60	100	220
印刷製本費		0			0	0	10	10
助成金		0			0	0	100	100
寄付金		0			0	0	100	100
講師謝金		0			0	0	10	10
支払手数料		0			0	0	100	100
損害保険料		300			300	300	0	600
燃料費		150			150	50	30	230
賃借料		50			50	0	0	50
修繕費		250			250	0	100	350
維持費		600			600	600	20	1,220
減価償却費		7,500			7,500	2,500	0	10,000
広告宣伝費		50			50	0	10	60
新聞図書費		5			5	40	0	45
雑費		60			60	60	50	170
租税公課費		250			250	2,500	10	2,760
水道光熱費		800			800	400	0	1,200
法定福利費		300			300	200	300	800
福利厚生費		70			70	30	100	200
諸会費		82			82	0	100	182
会議費		0			0	0	30	30
A-B	0	▲ 10,106	0	0	▲ 10,106	2,280	▲ 2,540	▲ 10,366

◎公益目支出計画の変更の認可の基準

認可基準	法人の主な状況	認可適否
<p>公益目的支出計画が適正であり、かつ、申請法人が当該計画を確実に実施すると見込まれるものであること。</p>	<p>①適正であることについて                      平成24年の移行認可時の当初計画では、公益目的財産額758,382,554円を年間14,450,000円ずつ、54年間で支出完了する予定であり、継続事業の実施事業収入の見込み額には、入場料収入、雑収入及び図書販売収入のみを計上し、基本財産運用益及び寄付金収入は法人会計に計上されていた。                      移行認可申請時に、実施事業会計に計上されていなかった基本財産運用益及び寄付金収入は、いずれも用途が実施事業に特定されている収益であり、移行認可以降の公益目的支出計画実施報告における正味財産増減計算書では実施事業会計に区分されていることや過去に実施事業収入の額としない合理的な整理や判断をした経緯は確認されなかったことから、実施事業に係る収益として整理することが適当であると判断している。                      また、当該収益を実績に加算して公益目的支出計画実施状況を整理した結果、令和6年度末時点の公益目的財産残額は、649,470,965円であることを確認している。                      また、計画変更後の公益目的支出及び実施事業収入の見込額は、整備法及び同法施行規則に則り、過去の実施事業の実績等を踏まえて算定されていることを確認済である。</p>	<p>適</p>
	<p>②確実に実施すると見込まれることについて                      今回見直した公益目的支出計画は、過去の実績等を踏まえて収支差額が設定され、また、法人の今後の博物館活動については現段階においては、事業規模の大きな変動はないと認められることから、令和71年度までに計画を完了できると見込まれる。</p>	<p>適</p>

## 立入検査実施状況(令和7年度上半期分)について

審議会の庶務をつかさどる職員(所管課)による立入検査(認定法第59条第2項の規定により読み替えて適用する第27条第1項)

〔令和7年4月1日～令和7年9月30日〕

内 容	法人数	左のうち報告徴収が必要と思われるもの
公益法人に対する立入検査の実施	10法人	無

(参 考)

- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 59 条第 2 項の規定により読み替えて適用する第 27 条第 1 項

(報告及び検査)

第二十七条 第五十条第一項に規定する合議制の機関は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 抄（平成十八年六月二日法律第四十九号）

(権限の委任等)

第五十九条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限（第四十四条第一項の答申又は第四十六条第一項の勧告のため必要なものに限り、第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。）を委員会に委任する。

- 2 行政庁が都道府県知事である場合における第二十七条第一項の規定による権限（第五十二条において準用する第四十四条第一項の答申又は第五十四条において準用する第四十六条第一項の勧告のため必要なものに限り、第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。）の行使については、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「職員」とあるのは「庶務をつかさどる職員」とする。